

芳賀・宇都宮LRT開業記念祝福事業 取扱要領

1 趣旨

この要領は、芳賀・宇都宮LRT開業記念祝福事業（以下、「祝福事業」と言う。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

2 祝福事業の要件

祝福事業については、次の各号の要件をいずれも満たすイベント、キャンペーン、商品販売等（以下、「イベント等」と言う。）、または広報・PR活動への協力を行うものとする。

- (1) 企業、学校、地域団体等が芳賀・宇都宮LRTの開業を祝福する趣旨であること。
- (2) 実施期間内（令和5年6月2日～令和6年3月31日）に実施するものであること。
- (3) 法令や公序良俗に反しないもの、その他社会的な非難を受けるおそれのないものであること。
- (4) 宗教的又は政治的色彩を有しないものであること。

3 ウェブサイト及びSNSへの掲載

イベント等のうち、実行委員会が指定する様式により、周知を希望するものについては、芳賀・宇都宮LRT開業記念事業特設ウェブサイト及び特設Twitterへ掲載し、広く広報を行う。ただし、芳賀・宇都宮LRT開業記念事業実行委員会において、掲載が不相当と認めたときは、掲載しない。

4 啓発物品、写真・イラスト等の素材提供

申請があった場合、その申請内容に応じて、LRT車両（ライトライン）の写真・イラスト等の素材データ、ポスター、のぼりの提供を行う。（ライセンス使用料無償）

5 「芳賀・宇都宮LRT開業記念」の冠の使用

祝福事業のイベント等については、申請したイベント等の名称や印刷物等に「芳賀・宇都宮LRT開業記念」を冠することができる。

6 「芳賀・宇都宮LRT開業記念」ロゴマークの使用

祝福事業のイベント等については、原則、申請したイベント等の名称や印刷物等に「芳賀・宇都宮LRT開業記念ロゴマーク」を使用することとする。

7 庶務

祝福事業の取扱いに関する庶務は、芳賀・宇都宮LRT開業記念事業実行委員会において処理する。

附則

この要領は、令和5年6月2日から施行する